

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0500020
特例要望事項	破産時における個人資産の一定割合の確保の特例措置
意見提出者名	株式会社東京リーガルマインド
意見の要点	<p>特区法の施行後に、金融機関が起業家等に事業用の金銭を貸し付ける場合に、起業家の育成等の観点から、起業家等の個人所有不動産に抵当権を設定する自由を制約し、抵当権設定を禁止すべきである。</p>
意見に対する回答	<p>起業家等の企業活動が破綻した場合に、起業家等の個人所有不動産に設定された抵当権が実行されて、起業家等の再起・育成を困難にしているという問題は、起業家等の個人所有不動産を担保に徴した上で融資を行う金融機関の融資の在り方とも関係する問題であり、仮に起業家等の個人所有不動産への抵当権設定を禁止したとしても、金融機関の融資の在り方が現在のままであるとすれば、個人不動産しか資産がない起業家等の資金調達の方法をかえって制限する結果になるおそれが高くなるだけであると考えられる。起業家等の再起・育成という目的を達成するためには、まず、金融機関の融資の在り方を検討すべきであり、起業家等の個人所有不動産への抵当権設定の禁止という方法により、起業家の育成等という目的を達成することは困難であると考えられる。</p> <p>よって、特区法の施行後に、金融機関が起業家等に事業用の金銭を貸し付ける場合に、起業家の育成等の観点から、起業家等の個人所有不動産に抵当権を設定する自由を制約し、抵当権設定を禁止することは、特区区域内に限定したとしても、相当ではないと考えられる。</p>
担当省庁名	法務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0500050
特例要望事項	団地内建物の一括建替え決議に関する敷地共有要件の緩和
意見提出者名	安藤建設株式会社
意見の要点	<p>阿佐ヶ谷住宅は、団地内建物の敷地が当該団地内建物の区分所有者の共有に属していることという要件を除き、団地内建物の一括建替え決議の要件を充足しており、団地内建物の敷地が当該団地内建物の区分所有者の共有に属する団地の場合とその一体性において変わりはないことから、阿佐ヶ谷住宅についても、団地内建物の一括建替え決議に関する敷地共有要件を緩和し、一括建替え決議を認めるべきである。</p>
意見に対する回答	<p>一団地内の建物であっても、各建物は各棟ごとに独立しており、ある棟の区分所有者は他の棟について何らの権利も有しておらず、当該建物について建替えを行うか否かは、各棟ごとに決するのが原則である。これに対し、平成14年法律第140号(未施行)による改正区分所有法第70条で規定する団地内建物の一括建替え決議の要件は、この各棟ごとに決すべき建替え決議の例外として、団地内の全建物の建替えを団地の敷地の共有者で構成される団地管理組合の集会で決することができる必要最低限の要件を規定したものであって、この一括建替え決議の要件の全要件を充足していない場合、すなわち、本件のように団地内の建物所有者が団地内の敷地を共有してもいないような団地としての強い一体性も認められない場合(本件では、全体共有地は団地内の建物の全所有者の共有地、中層共有地Aは同土地上の三棟の建物の所有者の共有地、中層共有地Bは同土地上の四棟の建物の所有者の共有地、テラス専有地は各テラスの所有者の分有地(単独所有地)となっている。)に、その要件を適宜緩和して、団地内の一括建替え決議制度の適用を認めたのでは、個々の棟の区分所有者の利益が不当に侵害されるおそれがあると考えられる。</p> <p>したがって、特区区域内に限定したとしても、一括建替え決議の要件を緩和することは相当ではないと考えられる。</p>
担当省庁名	法務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0500070
特例要望事項	土地区画整理事業施行中の土地の分筆登記申請の特例
意見提出者名	川口市
意見の要点	土地区画整理事業施行に際し、地区内の現況を測量し、測量した現況測量図及び登記所備付けの公図を基に「公図調整図」を作成しているが、この地図が回答の「あらかじめ正確な地図等を作製する等」の地図として認定されるか確認したい。
意見に対する回答	「あらかじめ正確な地図（現地復元可能なもの）を作成する等」の地図としては、従前地の所在、位置を現地において復元測量（公共座標による測量）することができる地図であることが必要であることから、一般的に、当該施行業者の証明に係る、いわゆる重ね図等の図面をいい、「公図調整図」は、これに当たらないものとする。
担当省庁名	法務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0500080
特例要望事項	不動産登記に関する特例
意見提出者名	川内市
意見の要点	既に公共用財産として取得済みの土地(共有地を含む。)について、地方税法の納税義務者の同意のみで市への所有権移転登記を容認してほしい。
意見に対する回答	登記の嘱託書に、義務者の承諾書の添付を要することとしているのは、その登記により登記上の不利益を被る者の意思を確認することにより、書面での審査のみにより登記の受否を決する登記手続において、正しい登記がされるようにするためである。したがって、判決による場合(不動産登記法第27条)等を除き、当該承諾書を省略することはできない。
担当省庁名	法務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0500120
特例要望事項	鉱害賠償登録が不動産登記法第81条の3第1項における合筆の禁止事由とならない緩和措置
意見提出者名	福岡県田川市
意見の要点	<p>不動産登記法における鉱害賠償登録の位置付けを考えると、鉱害賠償登録は権利ではないから、登記すべきものではない。また、鉱害賠償登録は権利に関する登記でもないから、不動産登記法第81条ノ3により、合併を禁止することはできない。さらに、現行では、土地一筆に対して全体を鉱害賠償登録し、その範囲を明示していないが、不動産登記の基本は表示を明確にすることにあり、鉱区図により鉱害が発生した範囲の特定がされているのであるから、鉱害賠償登録の範囲を明示する方法を確立すべきである。</p>
意見に対する回答	<p>当該不動産に関する権利について鉱害賠償支払登録がされているか否かは、当該不動産の取引に重要な関係があることから、法制度上、不動産に関する権利を公示する登記簿に記載することとされたのであり(鉱害賠償登録令第26条)、したがって、本来登記すべきものである。</p> <p>また、鉱害賠償支払登録がされた土地について無制限に合併を認めると、支払登録の対象となる部分が不明確となって、権利関係を混乱させるおそれがあり、不動産登記法の趣旨を没却することとなることから、登記簿に記載した鉱害賠償支払登録については、同法第81条ノ3の適用があると考えます。</p> <p>さらに、合併後の土地について鉱害賠償支払登録の範囲を図面及び登記簿上で明示すれば、権利関係を混乱させるおそれもなく、合併を認めることが可能とも考えられるが、鉱害賠償の支払は土地所有者と鉱業権者等の契約によってされるものであるから、当初からそのような法制度を採用しているならばともかく、現時点においてすべての関係人(利害関係人を含む。)により、既登録(支払契約)の内容を変更することは極めて困難であると考えます。</p>
担当省庁名	法務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0500130・0500140
特例要望事項	鉱害賠償登録令の特例措置
意見提出者名	福岡県田川市
意見の要点	<p>筑豊地域のほとんどの炭鉱では、鉱業権が放棄されて30年近く経過しており、鉱害賠償の求償権は時効により消滅しているはずであるから、鉱業権者の保護は必要でない。このような筑豊の現状を踏まえ、鉱害賠償登録の抹消を簡易に行うため、利害関係人の同意を不要とすること、土地の権利者単独の申立てによる除権判決のような形で抹消可能とすること、鉱業権消滅の一定期間経過後は、休眠抵当権の抹消のように供託により抹消可能とすることを検討していただきたい。</p> <p>また、利害関係人すべての同意を必要とする今回の回答は、戦災により鉱業原簿が消滅したため、鉱業権者並びに租鉱権者がそれぞれ最終者1名しか存在してないとして、登録の抹消により合筆を可能とした、先の地方分権特例制度の結果から後退するものであり、再考をお願いしたい。</p>
意見に対する回答	<p>鉱害賠償登録制度は、将来生ずる鉱害による損害賠償額について予約契約を締結し、その予定された賠償額を支払うことによって、鉱害賠償を打ち切ったことを第三者に対抗し得る点に意味がある。したがって、鉱業権が放棄されて30年以上が経過しているとしても、将来鉱害が発生し、鉱業権の消滅時における鉱業権者及び租鉱権者が損害賠償を請求される可能性が理論上及び實際上否定することができない以上(鉱業法第109条第1項)、鉱業権の消滅時における鉱業権者等の保護は必要である。</p> <p>さらに、鉱業権の消滅時における鉱業権者等は、一般の民法法理に基づき、その損害が従前の鉱業権者等の作業によることを立証して求償権を行使することも可能であるから、求償権の時効消滅を理由として、利害関係人の同意を不要とすることはできない。</p> <p>また、土地の権利者単独の申立てによる除権判決や供託によって鉱害賠償支払登録を抹消できる制度を創設するについては、その具体的な内容が不明であるばかりか、その登録を受けた鉱業権者等の手続保障を著しく弱めることになりかねず、認めることはできない。</p> <p>先の地方分権特例制度では、再製鉱業原簿に登録された者(回復登録の申請をしなかった者は鉱業原簿における順位を失う(鉱業登録令第11条))からの申請により、「特段の措置を講ずることなく」本来の手続に則って鉱害賠償支払登録の抹消が行われたのであり、利害関係人の同意を不要としたものではない。</p>
担当省庁名	法務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0500150
特例要望事項	登記簿謄本のオンライン化
意見提出者名	上尾市
意見の要点	公共機関がオンライン登記情報提供制度を利用するときは、無料として取り扱えるよう規制の緩和を求める。
意見に対する回答	電気通信回線による登記情報の提供制度は、受益者の負担によって運営されているものであり、一部の者の利用料金を無償とすることは、他の利用者に負担を強いることになるため、公共機関といえども利用料金を無償とすることはできない。
担当省庁名	法務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0500170
特例要望事項	会社設立時の最低資本金制限の廃止又は緩和
意見提出者名	長野県
意見の要点	新事業創出促進法においては最低資本金に関する規制緩和は設立後5年以内に限定されているが、障害者を高率で雇用する法人は経営基盤が脆弱であり、この条件は事実上参入を困難にする。
意見に対する回答	新事業創出促進法における最低資本金制度の特例は、創業支援という目的のために一定の要件の下に地域を問わず広く全国的に講じられた措置である。同法の要件に該当しない場合に最低資本金の特例を設けることについては、慎重な検討を要する。
担当省庁名	法務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0500170
特例要望事項	会社設立時の最低資本金制限の廃止又は緩和
意見提出者名	青森県
意見の要点	<p>要望は、農業者へのアンケートの結果、10名から具体的な引下げ金額（有限会社について100万円ないし150万円）の提示があり、うち6名からは数年内に取り組みたいという回答が得られたこと等を踏まえたものである。</p> <p>大規模な事業を想定したものではなく、最低資本金額を引き下げても倒産等の不測の事態が生じた場合の弊害が広範囲に及ぶとは考えられないことから、地域特産の農産物の機能性等を生かした食料関連の起業化を促進し、地域経済の活性化を目指すという構想の主旨を理解し、再検討されたい。</p> <p>現行の最低資本金額でなければならない理由を示されたい。</p>
意見に対する回答	<p>新事業創出促進法改正による特例措置は、食料関連事業の創業を行う場合であるからといって、その適用が排除されるものではないと理解している。</p> <p>なお、現行の株式会社・有限会社の最低資本金額は、平成2年の改正により、諸外国の立法例や関係各方面からの意見等を踏まえて定められたものである。</p>
担当省庁名	法務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0500170
特例要望事項	会社設立時の最低資本金制限の廃止又は緩和
意見提出者名	株式会社東京リーガルマインド
意見の要点	提案にかかる「就業体験法人」は、フリーターや若年失業者に就業の機会を提供するための法人であり、新事業創出促進法は、このような法人の設立を念頭に置いていない。そのため、就業体験法人について、新たに最低資本金額に関する特例を求める。就業体験法人はその就業体験の提供という特別な必要性に鑑み債権者保護のための十分な手段が尽くされている限り(就業体験法人であることの公示等)最低資本金の制限を大幅に緩和することが許され则认为する。
意見に対する回答	新事業創出促進法による特例措置は、就業の機会を提供するために創業を行う場合であるからといって、その適用が排除されるものではないものと理解している。
担当省庁名	法務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0500170
特例要望事項	会社設立時の最低資本金制限の廃止又は緩和
意見提出者名	株式会社東京リーガルマインド
意見の要点	提案にかかる「就業体験法人」は、新事業創出を目的とするものでなく、教育を目的とするものであるから、そもそも新事業創出促進法の適用対象とはならない。就業体験法人が有する教育上の重要な意義に鑑みれば、新たな特例措置が必要である。
意見に対する回答	新事業創出促進法による特例措置は、教育的な事業の創業を行う場合であっても、その適用が排除されるものではないと理解している。
担当省庁名	法務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0500170
特例要望事項	会社設立時の最低資本金制限の廃止又は緩和
意見提出者名	東京都
意見の要点	<p>新事業創出促進法の改正で創設される確認株式会社は、いくつかの規制があり、既存の株式会社等とは、全く別の法人である。また、これらの規制も負担となるので、現行の商法、有限会社法の改正により最低資本金の特例を創設するよう再度要請する。</p>
意見に対する回答	<p>新事業創出促進法における最低資本金制度の特例は、創業支援という目的のために一定の要件の下に地域を問わず広く全国的に講じられた措置である。同法の要件に該当しない場合に最低資本金の特例を設けることについては、慎重な検討を要する。</p> <p>なお、新事業創出促進法における最低資本金制度の特例の適用を受ける株式会社は、一定の要件を満たすことにより当該特例の適用を受ける点を除き、特に一般の株式会社と異なるものではない。</p>
担当省庁名	法務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0500200
特例要望事項	本庁舎以外で行っている戸籍謄抄本交付事務の民間委託化
意見提出者名	東京都三鷹市
意見の要点	委託を受けた民間事業者は、本庁舎以外の場所にある市政窓口において交付請求書と戸籍謄抄本の取り次ぎのみを行い、また、三鷹市の個人情報保護条例の罰則規定により守秘義務も遵守できる。
意見に対する回答	<p>意見に係る取扱いは、「地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号。以下「郵政官署法」という。）」による郵便局における取扱いを参考にされているものと思われる。しかし、郵便局に同様の職務を行わせるのにわざわざ郵政官署法を制定し、実際に郵便局に戸籍謄抄本の取り次ぎを取り扱わせるには議会の議決を経る必要があるなど、国家公務員である郵便局職員に本件同様の取扱いをさせるのにも厳格な手続を要しているのに対して、同じ業務を民間事業者に行わせるのには単なる契約のみで可能とするのは、郵政官署法制定の趣旨を没却することになる。</p> <p>一方で、市民に対する行政サービスの充実を図りたいという三鷹市の意見も理解はでき、また、委託事業が実施される場所も市の施設であると思われることから、もとより法務省として本件取扱いを認容する可能性を全く否定することは考えていない。前回の回答も、その趣旨である。ただ、認容の可否については、郵政官署法との整合性や本件取扱いを行った場合の問題点を慎重に検討した上で、具体的事実関係に基づき、個別に認容の可否を判断すべき性格の事柄であることから、具体的事実関係を前提とせず、いつまでという時期を確定して回答することはできない。</p> <p>そして何より、本件取扱いは、法定受託事務である戸籍事務に係る新たな取扱いであるから、構造改革特区のみで実施できるといった問題ではない。すなわち、戸籍事務は法定受託事務の中でも国民の国籍や身分関係に密接に関連する事務であるから、都道府県の関与を排除して国（管轄法務局）が直接市区町村長に関与をすることとされているが（戸籍法第3条）、これは戸籍事務が全国統一的に処理されるよう強く要請されているからであり、本件取扱いも構造改革特区にのみ認めて取り組むべき問題ではない。</p> <p>なお、意見中の具体的取扱方法の について、戸籍担当の市職員が謄抄本を作成し、封筒に入れ封かんをした上で民間事業者に引き継いで、それを請求者に交付するというのであれば、同意見中「その他の措置」を講じることを条件に認容される可能性はあると考える。</p>
担当省庁名	法務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0500230
特例要望事項	国家公務員への弁護士資格付与の特例
意見提出者名	(株)東京リーガルマインド
意見の要点	従前の『「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」により交流派遣され法律事務の実務を一定期間経過した国家公務員(一種)に弁護士となる資格を付与する』との意見を、『「官庁で10年以上のキャリアを積んだ国家公務員(一種)」に弁護士となる資格を付与する』に修正する。
意見に対する回答	従前の回答のとおりである。 国家公務員(一種)試験で問われる能力と、司法試験で問われる能力には相違があるから、『「官庁で10年以上のキャリアを積んだ国家公務員(一種)」というだけでは、法律専門家としての能力的・倫理的担保を図るための措置が十分に存在しないから、これに対して法律事件に関する法律事務を取り扱うことを認めると、国民の法律生活の公正円滑な営みと法律秩序を害するおそれがあるといわざるを得ず、これを認めることは相当でない。
担当省庁名	法務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0500290
特例要望事項	外国人の在留資格要件の緩和(3箇月以内の滞在における芸術活動の容認)
意見提出者名	京都市
意見の要点	アーティスト・イン・レジデンス事業は芸術を生業とするレベルに達していないアーティストも対象としており、当該アーティストの芸術活動が京都の芸術文化の振興に資するものと判断された場合に限り収入を伴う活動を追加しようとするものであり、また、招聘にかかるアーティストが「芸術」又は「興行」の在留資格を取得することにより、事業とかわりなく独自に収入を得る活動を行うことは本事業の運営上支障となり適当でないことから、「短期滞在」の資格を前提に収入を伴う活動を行うことの可否について回答願いたい。
意見に対する回答	「短期滞在」の在留資格についても業として行うものではない活動に対する謝金等は認められているところであるが、報酬を受ける活動を行うことを目的として入国する場合には、「興行」等の就労資格による入国が適当である。なお、地方公共団体の機関等に招へいされる場合の「興行」の在留資格に係る要件は報酬についてのみ緩和されているところである。
担当省庁名	法務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	00500390
特例要望事項	外国人の在留期間の延長(「投資・経営」「法律・会計業務」「技術」「人文知識・国際業務」「企業内転勤」「技能」の在留期間一律3年間への延長)
意見提出者名	兵庫県
意見の要点	在留期間を原則として最長の3年とし規定し、在留管理上の問題を明らかにした上で、そのような問題がある場合には在留期間を減じるということとはできないか。
意見に対する回答	現行においても、在留管理の観点から比較的短期間のうちに活動状況等の確認をする必要が認められる場合を除き、最長の在留期間を付与する取扱いを行っているところである。
担当省庁名	法務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0500400
特例要望事項	留学生の在留期間延長
意見提出者名	大分県
意見の要点	在留許可の時点で、特区外に滞在先、活動先が変更になった場合は通常の在留期間を適用するという条件を付した許可ができないか。在留中の更新を省くことにより、失効のおそれもなくなると思われる。
意見に対する回答	留学生については、4年間の在学期間中に、留学生としての活動状況が適正に行われているか確認をする必要性が高い状況にあるため、4年間の在留期間の上限の引き上げは適当ではない。
担当省庁名	法務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0500410
特例要望事項	外国人の在留資格要件の緩和(留学生の在留資格について, 就職活動のため卒業後の在留資格延長)
意見提出者名	福岡市, 宮崎県
意見の要点	日本の企業への就職は4月採用の比率が高いことから, 在留期間の更新等により最長1年までの滞在を可能にしてもらいたい。
意見に対する回答	留学生が、卒業後、就職活動を行っており、かつ、大学による推薦がある場合には、「短期滞在」への在留資格変更を許可し、更に1回の在留期間更新を認めることにより、最長180日間滞在することを可能とするとともに、個別の申請に基づき、週28時間以内の資格外活動の許可を与えることとしている。 なお、単に就職活動のみ行うという外国人について、1年もの滞在を認めることは適当ではない。
担当省庁名	法務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0500440
特例要望事項	外国人IT技術者の在留資格要件の緩和(外国の専修学校卒業者への「技術」の在留資格付与)
意見提出者名	岐阜県, 大垣市
意見の要点	インド, 中国等海外の専修学校を卒業した外国人を対象とする在留資格の規制緩和について検討願いたい。
意見に対する回答	「技術」の在留資格の要件については, 法務省告示で定める国内外の情報処理に関する試験の合格者等であれば実務経験を要しないこととする措置を講じているところであり, インド, 中国等海外の専修学校を卒業した外国人についても, 当該試験の合格者等であれば当該措置により入国できるものである。
担当省庁名	法務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0500470
特例要望事項	外国人IT技術者の在留資格要件の緩和 「技術」(派遣会社社員の在留資格を付与)
意見提出者名	岐阜県, 大垣市
意見の要点	<p>現行の取扱いでは, 外国人技術者が入国するより前の時点において, 日本での派遣先が決定していることが要件となっているが, 雇用側企業にしてみると当該技術者と面識がないまま雇用を決定することとなり, 高度外国人技術者の円滑な受け入れ促進事業の支障となっていることから, 入国時点では派遣先企業が決定していない場合でも在留資格を認めることとされたい。</p>
意見に対する回答	<p>現行法上, 「技術」の在留資格取得許可手続等において, 派遣先が確定していないことのみをもって不許可とするものではないが, 派遣先企業が複数あるうちのいずれかである場合でも, 「特定」されているとして取り扱うことは可能であること等を, 通達等を発出して明確化することとしている。</p>
担当省庁名	法務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0500520
特例要望事項	外国人の在留資格要件(審査基準)の緩和(「企業内転勤」在留資格の要件に研究を付加)
意見提出者名	神戸市
意見の要点	本市の要望は、1年以上の期間の撤廃と、業務種別要件への「研究」の追加を並行して求めているものである。「研究」の在留資格に該当しない企業内転勤のケースについて、外国における1年以上の勤務という期間要件を撤廃願いたい。
意見に対する回答	企業内転勤の在留資格は、技術、人文知識・国際業務の在留資格に該当する活動を行う外国人のうち同一企業内の転勤者として我が国の事業所において限られた期間勤務する者について、技術や人文知識・国際業務の在留資格とは別の基準により受け入れるものであり、企業内転勤の基準に該当しない者は、技術、人文知識・国際業務の在留資格の形態により入国することも可能である。
担当省庁名	法務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0500600, 0500610
特例要望事項	外国人技能労働者の在留資格申請書類の簡素化・迅速化
意見提出者名	北九州市
意見の要点	<p>個人情報データベース化しておけば、同一の人物について2回目以降の入国に当たっては書類そのものを提出する必要がないのではないか。データベース化が困難であれば、2回目以降の招聘に当たってはコピーによる対応を可能とすべきではないか。</p> <p>また、審査の迅速化について、「標準処理期間」明示してほしい。</p>
意見に対する回答	<p>提出資料については、すべて原本の提出を求めるのではなく、原本を提示した上でコピーを提出する又はコピーのみを提出することを認める等、その資料の性質に応じて柔軟に取り扱うこととしている。</p> <p>また、処理期間については、特区として認定される地方自治体の数や申請の数等により、処理能力の観点から異なるものであることから、一律に定めることは困難である。</p>
担当省庁名	法務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0500620
特例要望事項	入学予定留学生に対する「留学」在留資格審査手続きの特例
意見提出者名	宮崎県
意見の要点	入学許可証等交付の時期が遅れる書類以外について事前に審査を行い、入学許可証等については、追加的に審査を行うことで審査の迅速化・柔軟化を実現できないか。
意見に対する回答	審査書類についてはこれまで簡素化を図った結果、申請書と入学許可書（教育機関の職員による代理申請の場合は入学許可書も不要）を求めているのみであるため、事前に審査を行うべき審査書類が想定されない。
担当省庁名	法務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0500640
特例要望事項	「短期滞在」の在留資格から「就労可能な在留資格」への変更の容認
意見提出者名	兵庫県
意見の要点	当該提案は、短期滞業者に制限なく在留資格の変更を認めることではなく、他の在留資格と同様、本邦に居ながら在留資格の変更手続を認めるということであり、当然審査等を行うことは前提としている。その上で変更が適当であるならば、在留資格と同様、在留資格の変更が可能となるよう検討願いたい。
意見に対する回答	「短期滞在」の在留資格により入国した外国人については、その入国目的が観光等就労を目的としないものであり、かつ、滞在期間もごく短期間に限られていることから、査証が比較的簡易に発給され、又は査証を要求されることもなく、簡便な入国審査により上陸が認められるところ、このような短期滞在の在留資格をもって在留する外国人に対して他の在留資格と同様に在留資格の変更を認めることとすると、査証制度の形骸化を招くおそれがあるほか、当初から長期滞在が予定される外国人に対して入国に先立って厳格な事前審査を行っている出入国管理制度の根幹をゆるがすおそれがあり、適当でない。
担当省庁名	法務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0500660
特例要望事項	外国人の転職等に伴うビザ取得時の一時出国の緩和
意見提出者名	宮崎県
意見の要点	当該要望は、転職等に伴い在留資格が変更となる場合も含めて想定しており、このような場合における一時出国の緩和について再度検討願いたい。
意見に対する回答	転職に伴い在留資格が変更となる場合には、在留期間中に在留資格変更許可を受ければ引き続き在留することが可能であり、そもそも「一時出国」を求める仕組みとなっていない。
担当省庁名	法務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0500740
特例要望事項	土地所有権の範囲における地下水部分の適用
意見提出者名	平良市
意見の要点	宮古島では、地下水の水量・水質保全が大きな課題であり、そのために地下水の採取行為及び地下水を汚染する可能性のある行為を条例で制限している。今回の要望は、この条例で制限している内容を法律で定めて欲しいというものである。
意見に対する回答	既に条例で定めている規制と同一の規制を法律で定めて欲しいとの要望は、構造改革特区に馴染むものではない。
担当省庁名	法務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0500850
特例要望事項	非弁護士の業務範囲の拡大(法律相談業務)
意見提出者名	(株)東京リーガルマインド
意見の要点	隣接法律専門職種(司法書士, 不動産鑑定士, マンション管理士, 宅地建物取引主任者, 行政書士, 社会保険労務士, 弁理士, 税理士)に法廷外法律事務を行うことを認める。
意見に対する回答	従前の回答のとおりである。
担当省庁名	法務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0500860
特例要望事項	非弁護士の業務範囲の拡大(法律相談業務)
意見提出者名	(株)東京リーガルマインド
意見の要点	非弁護士の法律事務取扱い表示禁止規定の撤廃
意見に対する回答	従前の回答のとおりである。 なお、隣接法律専門職種に法律事務の取扱いを認める場合であっても、同項を廃止する必要はなく、また相当でない。
担当省庁名	法務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0500890
特例要望事項	地域通貨の発行時の規制の撤廃又は緩和
意見提出者名	東京都世田谷区
意見の要点	構造改革特区制度の下で地域通貨(エコマネー)に対する出資法の適用除外を要望する。
意見に対する回答	<p>1 出資法2条違反によって逮捕・捜索等の強制捜査が行われた事案としては、例えば、いわゆる豊田商事事件、オレンジ共済事件、ジー・オーグループ事件、八葉物流事件等の重大悪質事犯が多数存在するところ、仮に、地域や期間を限定したとしても、業として預り金をする者の事務所等が特定の区域に所在することを捉えて、出資法2条の規制そのものを撤廃・緩和するだけでは、業として預り金を行う悪質業者を当該区域に招く可能性が高い上、このような悪質業者の処罰や、当該区域の住民に止まらないこととなる被害者の保護等に重大な支障を来すこととなりますので、このような措置は困難であると考えています。</p> <p>2 これに対して、出資法2条には、既に個別の必要に応じ適用除外を定めた特別の規定が他の法律に設けられているところ、地方自治体又は公的機関等により一般大衆の地位や財産を保護するための代替措置を講ずることを条件として「地域通貨」を発行することができる措置を採ることが可能か否かについては、同法を金融庁と共に所管する当省としては、既に存在する他の法律の特別の規定の場合と同様、まずもって、当該「地域通貨」の発行主体、地方自治体又はその他の公的機関の指導監督を所管し、これに関する措置等を講ずべき省庁において、どのような代替措置を講ずることができるか、また、その代替措置が相当かつ十分であるか等を検討した上で判断すべき事柄であると考えております。これを担当すべきいずれかの省庁において、出資法2条の適用除外を定める法律を立案することとなれば、その内容について、当省が、個別に、当該省庁との協議に応じる用意はあります。</p>
担当省庁名	法務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0500920
特例要望事項	地域通貨の発行時の規制の撤廃又は緩和
意見提出者名	財団法人2005年日本国際博覧会協会
意見の要点	構造改革特区制度の下で地域通貨(エコマネー)に対する出資法の適用除外を要望する。
意見に対する回答	<p>1 出資法2条違反によって逮捕・捜索等の強制捜査が行われた事案としては、例えば、いわゆる豊田商事事件、オレンジ共済事件、ジー・オーグループ事件、八葉物流事件等の重大悪質事犯が多数存在するところ、仮に、地域や期間を限定したとしても、業として預り金をする者の事務所等が特定の区域に所在することを捉えて、出資法2条の規制そのものを撤廃・緩和するだけでは、業として預り金を行う悪質業者を当該区域に招く可能性が高い上、このような悪質業者の処罰や、当該区域の住民に止まらないこととなる被害者の保護等に重大な支障を来すこととなりますので、このような措置は困難であると考えています。</p> <p>2 これに対して、出資法2条には、既に個別の必要に応じ適用除外を定めた特別の規定が他の法律に設けられているところ、地方自治体又は公的機関等により一般大衆の地位や財産を保護するための代替措置を講ずることを条件として「地域通貨」を発行することができる措置を採ることが可能か否かについては、同法を金融庁と共に所管する当省としては、既に存在する他の法律の特別の規定の場合と同様、まずもって、当該「地域通貨」の発行主体、地方自治体又はその他の公的機関の指導監督を所管し、これに関する措置等を講ずべき省庁において、どのような代替措置を講ずることができるか、また、その代替措置が相当かつ十分であるか等を検討した上で判断すべき事柄であると考えております。これを担当すべきいずれかの省庁において、出資法2条の適用除外を定める法律を立案することとなれば、その内容について、当省が、個別に、当該省庁との協議に応じる用意はあります。</p>
担当省庁名	法務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0500940
特例要望事項	C I Qの業務を共同で県等に対する一元委託
意見提出者名	茨城県
意見の要点	権限は国に残したまま、窓口的なものなど補助的な事務を県で行うことは可能ではないか。また、職員に事務に精通した国のOB職員を再任用するなどの体制をとることも提案したい。
意見に対する回答	出入国審査業務は、国家公務員である入国審査官が入管法に基づき我が国の主権の行使者として、個々の外国人の入国の許否等の決定を行うものであるから、この事務は性質上国が直接行うべきであると考えられる。仮に地方に業務委託を行うとすれば法定受託事務となるが、全国的に一律の水準をもって、かつ、統一された運用を行うことが必要とされる出入国審査業務を個々の地方自治体に委託して行わせることは、業務の性格に照らし、馴染まないものと考えられる。
担当省庁名	法務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0500960
特例要望事項	外国人の在留資格要件(審査基準)の緩和(「投資・経営」の在留資格の取得更新要件の緩和)
意見提出者名	福岡市
意見の要点	在留期間更新の際に、事業で利益が出ていなければ、更新が困難となっているが、事業を開始して数年間は利益がでないこともあり、更新手続に多大な労力を要している。経営内容等是不確定な要素も多いため、事業のための一定規模以上の不動産所有という明確な外形を更新の要件とすることにつき再検討願いたい。
意見に対する回答	現行の取扱いにおいても、「投資・経営」の在留資格の在留期間更新許可手続において、経常利益が出ていないことのみをもって不許可とすることはないが、その旨を通達等を発出して明確化することとしている。
担当省庁名	法務省